

船橋市介護保険施設選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定するもの。）の公募に係る選定等を適正かつ公正に行うため、船橋市市介護保険施設選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 選定方法及び評価基準に関すること
- (2) 評価基準に基づく提案内容についての評価、及び選定に関すること
- (3) その他、選定に当たり市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、6名以内で組織する。

2 選定委員会の委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 税理士
- (3) 建築設計士
- (4) 自治会の代表
- (5) 認知症家族の代表
- (6) 市民委員

3 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 選定委員会は委員長が召集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 選定委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(災害補償)

第7条 選定委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用

する。

(事務局)

第8条 選定委員会の事務局は、高齢者福祉部高齢者福祉課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮問して定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。